
呉市次期ごみ処理施設整備運営事業
基本契約書（案）

令和6年10月11日

呉市

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業 基本仮契約書

呉市（以下「発注者」という。）と【応募企業又は応募グループ（「構成員」である○（代表企業）及び○、並びに「協力企業」である○及び○をいう。）】（以下構成員と協力企業を総称して又は個別に「構成企業」という。）及び【運営事業者】（以下「運営事業者」といい、構成企業と運営事業者を総称して又は個別に「受注者」という。）は、呉市次期ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、本基本契約において使用される用語は、本基本契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、呉市次期ごみ処理施設整備運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）において定義された意味を有する。

【本基本契約の対象となる事業の表示】

1. 事業名 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業
2. 事業場所 広島県呉市広多賀谷3丁目8番6号
3. 事業期間 **事業契約締結日**（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から
令和3年3月31日まで
設計・施工期間：事業契約締結日から令和12年3月31日まで
運営期間：令和12年4月1日から令和32年3月31日まで
4. 契約保証金
 - (1) 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約（以下「**建設工事請負契約**」という。）に係る契約保証金
請負代金額の10分の1以上に相当する金額
 - (2) 呉市次期ごみ処理施設整備運営事業運営業務委託契約（以下「**運営業務委託契約**」という。）に係る契約保証金
契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上に相当する金額
5. 本基本契約に付随する契約
本基本契約及び次の各号に掲げる契約は、不可分一体なものとして、本事業における事業契約を構成する（以下総称して又は個別に「**事業契約**」という。）。
 - (1) 発注者と[]／[]建設工事共同企業体（以下「**建設事業者**」という。）との間で締結される建設工事請負契約
 - (2) 発注者と運営事業者との間で締結される運営業務委託契約

本事業について、本基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、呉市契約規則（昭和39年9月29日規則第50号）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本基本契約は仮契約であって、建設工事請負契約の締結について呉市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約の締結について、呉市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

令和 年 月 日

(受注者) (構成員 (代表企業))

[所 在 地]

[会 社 名]

[代表者名]

印

(構成員)

[所在地]

[会社名]

[代表者名]

印

(協力企業)

[所在地]

[会社名]

[代表者名]

印

(運営事業者)

[所在地]

[会社名]

[代表者名]

印

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業 基本契約書

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(公共性及び民間企業による事業実施の趣旨の尊重)	1
第3条	(事業の概要等)	1
第4条	(入札説明書等の優先順位)	1
第5条	(役割分担)	1
第6条	(特定建設工事共同企業体の組成)	1
第7条	(運営事業者の運営)	2
第8条	(事業契約)	3
第9条	(設計・施工業務)	4
第10条	(運營業務)	4
第11条	(再委任等)	4
第12条	(事故、故障等の発生時の対応)	4
第13条	(本施設の維持管理、保守、更新に係る協力)	5
第14条	(受注者を構成する各当事者間の調整)	5
第15条	(運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証)	5
第16条	(本施設における電気事業法上の責任等)	5
第17条	(建設共同企業体の解散時に対する措置)	6
第18条	(権利義務の譲渡の禁止)	6
第19条	(損害賠償)	6
第20条	(契約の不成立)	6
第21条	(有効期間)	6
第22条	(秘密保持)	7
第23条	(準拠法及び管轄裁判所)	7
第24条	(補則)	7

個人情報等取扱特記事項

(目的)

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間企業による事業実施の趣旨の尊重)

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1第1項記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙1第2項記載の日程（以下「**事業日程**」という。）のとおりとする。

3 本事業において設計・施工及び運営する呉市次期ごみ処理施設（以下「**本施設**」という。）の概要は、別紙1第3項のとおりとする。

(入札説明書等の優先順位)

第4条 本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約、**質問回答書**（入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）、入札説明書等に関する質問への回答書（第2回）及び対面的対話結果（議事録）を総称していう。以下同じ。）、要求水準書、入札説明書、提案書の間に齟齬がある場合、本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と受注者が協議の上、提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者が本事業の入札説明書に基づき提出した提案書に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 発注者及び受注者は、呉市次期ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会が受注者の提案書に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1) 本施設の設計に関する要求水準書に示す一切の業務及び本施設の施工に関する要求水準書に示す一切の業務（以下「**設計・施工業務**」という。）は、建設事業者がこれを請け負う。

(2) 本施設の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含むがこれに限らない。）に関する要求水準書に示す一切の業務（以下「**運營業務**」という。）は、運営事業者がこれを受託する。

(特定建設工事共同企業体の組成)

第6条 建設事業者は、建設事業者が複数の企業により構成される場合、設計・施工業務を請け負うに当たり、特定建設工事共同企業体（以下「**建設共同企業体**」という。）を組成することができる。

2 建設事業者は、前項の定めるところに従い建設共同企業体を組成した場合には、建設共同企業体の組成及び運営に関し建設共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

3 建設事業者は、前項に規定する建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞な

く、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

(運営事業者の運営)

第7条 構成員は、運営事業者が、本事業のうち運営業務（本基本契約において運営事業者が負担する義務の履行を含む。以下同じ。）を遂行することのみを目的として、構成員により適法かつ有効に設立したものであることを確認する。

2 構成員は、構成員間において締結した運営事業者の設立及び運営に関する株主間契約が、次の各号に掲げる事項を含み、かつ、構成員が次の各号に掲げる事項に反する書面又は口頭による合意を締結していないことを確認する。

(1) 次の各号に掲げる事項に従って運営事業者の定款を作成していること。なお、これを事前に発注者の書面による承諾なくして削除し、又は変更しないこと。

ア 運営事業者の目的は、運営業務（本基本契約において運営事業者が負担する義務の履行を含む。）を実施することのみであること。

イ 運営事業者の本店所在地は、呉市内とし、呉市以外の土地に移転させないこと。

ウ 運営事業者の株式は全て譲渡制限株式とし、会社法（平成17年法律第86号）第107条第2項第1号に規定する株式譲渡制限に係る事項の規定があること。

エ 会社法第108条第2項各号に規定する種類株式の発行に係る事項の規定及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の規定がないこと。

オ 監査役及び会計監査人の設置は任意とする。

(2) 運営業務の開始前までに運営事業者の資本金額を[金]円（事業者提案）とし、事業期間中これを維持すること。

(3) 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙2第1項記載のとおりであること。また、運営業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成は、別紙2第2項記載のとおりとすること。ただし、事前に、書面による出資金額及び株主構成の変更に係る発注者の承諾がある場合を除く。

(4) 運営事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外からの出資を認めないこと。

(5) 代表企業の議決権保有割合を、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

(6) 構成員は、事前に発注者の書面による承諾なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡し（構成員間における譲渡を含む。）、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、運営事業者をして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めさせないこと。

(7) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資等の支援措置を講じる等により、運営事業者を倒産させないよう最大限の努力を行うこと。

(8) 構成員は、事業期間が終了するまで、運営事業者に事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならないこと。

(9) 構成員は、運営事業者が運営業務を実施するための人員の確保に協力すること。

(10) 構成員は、運営事業者は、事業契約に基づく義務を遵守させること。

3 構成員は、前項第1号及び第2号の規定に反する運営事業者の本店所在地、運営事業者の目的、運営事業者の株式の内容及び種類並びに運営事業者の資本金額に関する定款変更を行う旨の株主総会議案に賛成しないものとする。

4 運営事業者は、発注者に対し、運営事業者設立後速やかに定款の写しを提出するものとする。な

お、その後発注者の承諾を得て定款を変更したときには、速やかに変更後の定款の写しを発注者に対して提出するものとする。

- 5 運営事業者は、第2項第6号に規定する発注者の承諾を得て、設立時の株主以外の者に対して新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めるときは、当該承諾を得るに当たって新たに株主となる者の住所又は所在地及び氏名又は商号若しくは名称をあらかじめ発注者に書面により通知するものとする。
- 6 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、各事業年度の2月末日までに、翌年度の事業年度の経営計画を発注者が承認した様式により作成の上、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画を確認し、計画の実現性等に疑義がある場合又は不明確な点等がある場合には、運営事業者に対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合において、運営事業者は、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
- 7 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る計算書類及び附属明細書並びに監査報告書（運営事業者が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行うものとする。以下計算書類及び附属明細書並びに監査報告書を総称して又は個別に「**財務諸表等**」という。）の写しを、各事業年度終了後3か月以内に発注者に提出するものとする。
- 8 発注者は、必要があると認める場合、財務諸表等を公表することができるものとする。
- 9 発注者は、財務諸表等を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。この場合、運営事業者は、発注者の質問に誠意をもって対応しなければならない。
- 10 構成員は、事業期間中にわたり、第2項各号に掲げる事項を遵守することを、発注者に対し誓約する。
- 11 構成員は、発注者の要請に応じ、その保有する運営事業者の株式に、発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならない。

（事業契約）

第8条 発注者と建設事業者とは、設計・施工業務に関し、建設工事請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。

- 2 発注者と運営事業者とは、運営業務に関し、運営業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。
- 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができる。
 - (1) 本事業に関し、受注者が入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなったとき。
 - (2) 事業契約に関して、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - イ 受注者が独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定する罪を犯し、その刑が確定したとき。
 - (3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア **役員等**（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「**暴力団員**」という。）又は呉市の契約に係る暴力団等排除

措置要領第2条第2号に規定する暴力団関係者（以下「**暴力団関係者**」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が呉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「**暴力団**」という。）、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ アからウまでに規定する場合のほか、役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 他の事業契約が受注者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき。

（設計・施工業務）

第9条 建設事業者は、設計・施工業務を、建設工事請負契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び提案書に基づき実施するものとする。

2 建設事業者は、建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、令和12年3月31日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡す。

（運營業務）

第10条 運営事業者は、運營業務を、運營業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び提案書に基づき実施するものとする。

2 運営事業者は、運営期間の開始日までに運営準備を実施し、運営期間における運營業務を実施する。

3 発注者及び受注者は、別紙1第2項に記載された事業日程にかかわらず、運営期間の始期について協議することができ、合理的な理由により協議が整った場合は、運営期間の始期を変更することができる。

4 運営事業者は、運營業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を、自らの責任で確保しなければならない。

（再委任等）

第11条 建設工事請負契約又は運營業務委託契約に基づき請負又は受託した業務に関し、建設事業者又は運営事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、建設工事請負契約又は運營業務委託契約の定めるところに従って第三者に請負又は委任することができるものとする。

（事故、故障等の発生時の対応）

第12条 運営事業者は、運営期間中において、本施設につき事故、故障等の異常事態が発生した場合、運營業務委託契約第34条の規定に従い、本施設の運転を停止し、又は監視を強化し、その他異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。

2 受注者を構成する各当事者は、別紙3に示す協議ルールに従い、運営事業者が、発注者に対して速やかに次項に定める異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行うことを可能とするために協議を行うものとする。受注者を構成する運営事業者以外の各当事者は、当該協議の結果に基づき、運営事業者の行う原因の究明及び責任の所在の分析等に協力しなければならない。

- 3 運営事業者は、合理的な理由のない限り、第1項に定める異常事態の発生から〔2週間以内〕（事業者提案）に、発注者に対して、当該異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行わなければならない。ただし、緊急を要する事態については、即時に報告しなければならない。
- 4 前項に定める報告又は協議の申し入れに係る期限内に、運営事業者が発注者に対する報告又は協議の申し入れを行わなかった場合、かかる報告又は協議の申し入れの不履行は、当該異常事態の発生に係る責任の所在の如何にかかわらず、運営事業者の債務不履行を構成するものとする。

（本施設の維持管理、保守、更新に係る協力）

第13条 建設事業者は、本施設の維持管理、保守、更新について、本施設に係る部品の供給（事業期間中における部品の確保を含む。）、本施設の補修の支援等、運営事業者に対して適切な協力を行うものとする。

（受注者を構成する各当事者間の調整）

- 第14条** 受注者を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合は、各当事者は、代表企業による調整に協力しなければならない。
- 2 受注者を構成するいずれか又は複数の当事者の責めに帰すべき事由によって、受注者を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

（運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証）

- 第15条** 構成員は、運營業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。
- 2 前項に規定する保証の額の上限は、運營業務委託料の総額の10分の1に相当する額とする。
 - 3 構成員は、運營業務委託契約第48条第5項の規定に基づき運営事業者が本施設の補修等必要な対応を行う必要がある場合で、同項に規定する期間内において運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者に代わり、自己の費用により、連帯して同各項に規定する補修等必要な対応を行う。

（本施設における電気事業法上の責任等）

- 第16条** 発注者及び受注者は、本施設において受注者が、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定められた法令上の責任を負うとともに、当該責任を果たすための権限を有することを確認する。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に掲げる事項を、本事業の実施において遵守することを確認する。
 - (1) 受注者は、発注者から委託を受けた本施設の自家用電気工作物（電気事業法第38条第4項に定義される自家用電気工作物。以下この条において同じ。）について、電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとする。
 - (2) 自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気事業法第43条第1項の規定に従って選任された主任技術者（以下「主任技術者」という。以下この条において同じ。）の意見を尊重する。
 - (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任された者がその保安のためにする指示に従う。
 - (4) 主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

(建設共同企業体の解散時に対する措置)

第 17 条 建設事業者が建設共同企業体である場合において建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体を構成する者は、連帯して本基本契約において建設事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 18 条 発注者及び受注者は、事前に相手方の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

2 発注者又は受注者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、相手方は、直ちに事業契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 19 条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者を構成するいずれかの当事者の債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(契約の不成立)

第 20 条 発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約のいずれかが本契約として成立しなかった場合、既に発注者と受注者のうち当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自が負担するものとし、発注者及び受注者は、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により事業契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合において、受注者に損害を与えた場合、発注者は、その損害を賠償しなければならない。なお、呉市議会において建設工事請負契約の締結が否決されたことは、発注者の責めに帰すべき事由とはならないものとする。

3 受注者の責めに帰すべき事由により、事業契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の落札金額（受注者の入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額）の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金は、基本協定第 8 条に定める違約金と重複請求を行うものではない。

4 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、当該事業契約の本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該違約金によりてん補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(有効期間)

第 21 条 本基本契約の有効期間は、仮契約を締結した日を始期とし、事業期間の満了日（令和 3 年 3 月 31 日）を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 本基本契約の終了後も、前 2 条、次条及び第 23 条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束

し続けるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第22条 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、事前に相手方の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
- (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第23条 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所とすることに合意する。

(補則)

第24条 本基本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、設計・施工業務及び運營業務の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「**個人情報等**」という。）の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、設計・施工業務及び運營業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、設計・施工業務及び運營業務の処理に従事する者（以下「**業務従事者**」という。）が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「**漏えい等**」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。

3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう監督しなければならない。

4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所（以下「**作業場所等**」という。）を定めるとともに、作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

(持ち出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「**個人情報等資料**」という。）を作業場所等から持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、設計・施工業務及び運營業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

(利用の制限)

第7条 受注者は、設計・施工業務及び運營業務の目的以外の目的のために、個人情報等を受注者の内部において利用してはならない。

(提供の制限)

第8条 受注者は、事業契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て設計・施工業務及び運營業務の主体的部分以外の部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、設計・施工業務及び運營業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第9条 受注者は、設計・施工業務及び運營業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、設計・施工業務及び運營業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する事項について、当該第三者（以下「再受託者」という。）と書面により約定しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受託者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、受注者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。
 - (1) 契約期間が1年以内の場合
 - (2) 遠隔地、感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合
- 3 受注者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査（報告書の提出に代える場合を含む。）を実施する場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等資料の返還等)

第12条 受注者は、設計・施工業務及び運營業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又は事業契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 3 条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は受注者の個人情報等の取扱いが不適當であると認められるときは、事業契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

別紙1（第3条、第10条関係）

本事業の概要

1. 本事業の概要

(1) 事業名称

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業

(2) 公共施設等の概要

所在地 広島県呉市広多賀谷3丁目8番6号

事業用地面積 約1.53ha

(3) 事業方式

DBO（Design-Build-Operate）方式

2. 事業日程

(1) 事業契約（仮契約）締結

令和[]年[]月[]日

(2) 建設工事着手

契約締結日（本契約としての成立日）

(3) 運営業務開始

令和12年4月1日

(4) 運営業務終了

令和32年3月31日

3. 施設の概要

施設の種類		概 要	
次期 ごみ 処理 施設	焼却施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
		処理能力	230t/日（115t/24h×2炉）
		処理対象物	可燃ごみ（処理残渣を含む）
	粗大ごみ処理施設	処理設備	低速回転式破砕機、高速回転式破砕機
		処理能力	36t/日を1日当たり5時間で処理
		選別設備	磁選機、アルミ選別機
		処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ

以 上

別紙2（第7条関係）

運営事業者への出資金額及び株主構成

1. 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

2. 運營業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

以 上

異常事態発生時における受注者の協議ルール

【事業者提案により記載する。】

以 上